

バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税 及び都市計画税の減額制度のご案内

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

1 減額措置の適用条件

- (1) 特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行ったもの
- (補足) 工事完了後3か月以内にご提出ください。なお、提出が遅れてしまう場合は資産税課までご相談ください。

2 減額措置の内容

- (1) 減額される額 家屋の固定資産税及び都市計画税の税額の3分の1を減額（それぞれ当該バリアフリー改修工事に係る工事費の100分の5を限度とする。）
- (2) 減額される期間 改修工事完了後の2年度分

3 申告手続き

柏市の「バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額適用申告書」による申告が必要です。

※申告手続きが改修工事完了後3か月を経過している場合は、その理由を申告書に記載してください。

4 添付書類

- (1) 地方税法施行規則附則第7条の2第2項の規定に基づく証明書（地方公共団体・建築士・指定確認検査機関のいずれかが発行した証明書）
- (2) （既存建築物バリアフリー改修事業による支援を受けたことを示す）補助金確定通知書（写し）

問い合わせ先

柏市役所 資産税課 家屋係 TEL 04-7167-1111（内）2344・2345